



**年度末と年度初め**  
 3月28日(土)・4月4日(土)  
 午前8時30分～午後5時15分

**市役所の土曜開庁**

就職や転勤、就学などで異動する方が多い年度末や年度初めに合わせて、臨時土曜開庁を行います。

通常の土曜開庁課に障がい福祉課、高齢者福祉課、水道課、学校教育課を加えて開庁します。

※通常の3月の土曜開庁と業務時間延長はP24(裏表紙)をご覧ください。

開庁場所／市役所本庁舎1階(水道課は分館2階)

開庁課		主な取扱業務
通常の土曜開庁課	市民課 ☎306・308	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民異動の届出(転入、転出、転居など)</li> <li>●特別永住者証明書交付に関する手続き</li> <li>●戸籍に関する届出(出生、婚姻、離婚、死亡など)</li> <li>●印鑑登録</li> <li>●住民票、戸籍謄(抄)本、印鑑登録証明書などの発行</li> <li>●マイナンバーカード、通知カードに関する住所変更の手続き</li> <li>●パスポートの交付(午前9時～午後4時30分)※申請はできません。</li> </ul>
	保険年金課 ☎312・317	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国民健康保険の届出(取得・喪失など)</li> <li>●後期高齢者医療の届出(取得・喪失など)</li> <li>●後期高齢者医療保険料の納付および納付相談</li> <li>●国民年金の届出(加入、資格変更、免除申請など)</li> <li>●国民健康保険税に関する相談・申告の受付</li> </ul>
	税務課 ☎349・353	<ul style="list-style-type: none"> <li>●課税証明書、非課税証明書、評価証明書、公課証明書などの発行</li> <li>●原付バイクなどの登録・廃車</li> <li>●市民税、固定資産税などの市税に関する相談</li> </ul>
	収税課 ☎360・365	<ul style="list-style-type: none"> <li>●税の納付および納税相談(市税、国民健康保険税)</li> <li>●納税証明書の発行</li> <li>●税などの口座振替納付申請の受付</li> </ul>
	子育て支援課 ☎341	<ul style="list-style-type: none"> <li>●こども医療費、ひとり親家庭等医療費の申請受付</li> <li>●児童手当、児童扶養手当の申請受付</li> </ul>
	保育課 ☎324	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保育所、放課後児童クラブなどの入退所の申請受付</li> <li>●保育料、放課後児童クラブ保護者負担金の納付および納付相談</li> <li>※保育所などの入所申請は、後日面談が必要な場合があります。</li> <li>※ファミリー・サポート・センターに関する手続きはできません。</li> </ul>
上記に加えて開庁する課	障がい福祉課 ☎323・327	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の申請受付</li> <li>●自立支援医療(精神・通院)、重度心身障害者医療費の申請受付</li> </ul>
	高齢者福祉課 ☎391・396	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護保険の届出(取得・喪失など)</li> <li>●要介護認定の申請受付</li> <li>●介護保険料の納付および納付相談</li> <li>●高齢者向けサービスの申請受付および相談</li> </ul>
	水道課 ☎503・508	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水道料金の納付</li> <li>●転入時の使用開始、転出時の使用中止の受付(分館2階の水道お客様センターで受け付けます)</li> </ul>
	学校教育課 ☎623・626	<ul style="list-style-type: none"> <li>●転入、転居に伴う学校への手続き(本庁舎1階の窓口で受け付けます)</li> </ul>

※詳しい業務内容は市ホームページをご覧ください。各開庁課にお問い合わせください。

※ほかの市区町村などへの確認が必要な場合、手続きができないことがあります。詳しくは事前にお問い合わせください。

# 令和3年4月から計画始動！

## 次期総合計画の策定状況について

図 政策企画課 ☎232

現在、令和3年4月を始期とする第6次基本構想(令和3～22年度)の策定作業を、市民ワークショップや総合計画審議会などでの議論を踏まえて進めています。

今後、「理想の“未来”の合言葉(キャッチフレーズ)」や将来の土地利用の方向性を定める「土地利用構想(仮)」などを決定・策定し、今年の夏ごろに全体案の策定が完了する見込みです。

また、基本構想の実現に向け、具体的な施策などを定める第1期基本計画(令和3～7年度)の策定も進めていきます。

### 第6次基本構想の策定ポイント

目標の共有	自由な発想	白紙の状態から
市民がともに目指すべき目標(ゴール)として位置づけています。	20年後をイメージすることで、次世代へのバトンタッチを意識し、現状に縛られず自由な発想で未来を描いています。	市民ワークショップなどを通じ、前提条件のない白紙の状態からスタートしています。

### 総合計画

#### 基本構想(20年)

20年後の理想の“未来”を定めたもの

#### 基本計画(5年)

基本構想実現のための施策を定めたもの

#### 実施計画(3年)

施策の具体的な実施方法を定めたもの

### 基本構想(=理想の“未来”)の概略(令和2年1月末現在)

#### 理想の“未来”……充実した日々

～私たちは、自らの歩みで充実した日々を送ることが出来る未来を目指します～

※理想の“未来”とは……子や孫などの次世代へのバトンタッチを意識し、市民がともに目指す20年後の“まち”の将来像

※充実した日々とは……誰もが自分らしく過ごすこと(充実の定義は、楽しい・幸せ・居心地が良いなど人によってさまざま)

#### 理想の“未来”の構成要素

個人としての「実りある暮らし」、人と人が創る「充たされたつながり」、それらを取り巻く「恵まれた生活環境」、この3つの視点が円(縁)となり、未来の“まち”を形づくるものと捉えています。また、「成長の継続」が力強く“まち”全体を押し上げるとともに、各要素が相互に作用することで、さらなる充実を図り、理想の“未来”に近づくことを目指しています。

#### 理想の“未来”の合言葉(キャッチフレーズ)

市民ワークショップや審議会などの意見を踏まえ、決定します。

#### 土地利用構想(仮)

現在同時に策定を進めている次期都市計画マスタープランと整合を図り、策定します。

### 第6次基本構想イメージ図

#### 充実した日々



“まち”を形づくる「実りある暮らし・充たされたつながり・恵まれた生活環境」を3つの円で表現し、富士山に見立てた“成長の継続”がその“まち”をさらなる高みへ押し上げ、晴れ晴れとした明るい“充実した日々”へ向かっているようすを、市章をモチーフに表しました。

# 広報『富士見』・市ホームページ アンケート集計結果

☎ 秘書広報課 ☎241

より多くの方が親しみ、利用しやすくなるよう広報『富士見』・市ホームページアンケートを実施し、集計結果を市ホームページに掲載しました。

このアンケート結果などを参考に、これからもより良い広報紙・ホームページの作成に努めていきます。アンケートへのご協力ありがとうございました。

**調査方法**／アンケート用紙を市役所・出張所に設置、イベント会場などで配布。市ホームページにアンケートフォームを設置  
**調査期間**／令和元年9月2日～10月31日  
**回収結果**／広報『富士見』アンケート205件  
 市ホームページアンケート203件  
 ※詳しいアンケート結果は右記コードからご覧ください。



広報『富士見』 (一部抜粋)	
<b>満足度</b>	
満足(非常に満足・満足)	…… 90.7%
<b>満足の理由</b>	
情報が見つけやすい	…… 17.8%
表紙の写真やデザインが良い	…… 16.6%
<b>よく読む記事・楽しみにしているコーナー</b>	
特集	…… 16.1%
情報ステーション	…… 15.2%
行政情報	…… 10.9%

市ホームページ (一部抜粋)	
<b>リニューアル後のホームページ</b>	
探したい情報にすぐにたどり着けた	…… 66.0%
得られた情報に満足	…… 72.4%
トップページやデザインの印象が良い	…… 63.1%
<b>よく見る情報</b>	
イベントや催し	…… 26.8%
防災・緊急情報	…… 14.4%
市役所の手続き	…… 13.2%
ごみなどの暮らしの情報	…… 12.1%

# 簡単！便利！ 電子申請サービス

☎ 情報システム課 ☎535

スマートフォンやパソコンから市へのさまざまな申請を電子申請で行うことができます。

## 電子申請できる主な手続き

- ・引越しに伴う水道手続き
- ・一般家庭粗大ごみ収集
- ・犬に関する届出 など



富士見市マスコットキャラクター  
ふわっぴー



申請は右記コードまたは検索で

富士見市 電子申請 **検索**



# 全国広報コンクール埼玉県審査 広報『富士見』が特選

☎ 秘書広報課 ☎241

広報『富士見』令和元年7月号の表紙写真が、日本広報協会が主催する令和2年全国広報コンクール埼玉県審査・一枚写真の部で特選に選ばれました。

今後、県の代表作品として全国広報コンクールの全国審査へ推薦されます。

広報『富士見』は、これからも多くの方に読んでいただけるように分かりやすく、魅力あふれる広報紙の作成に努めていきます。





## 上下水道に異常があるときに 3月の当番店

☎ 水道課 ☎525 下水道課 ☎427

宅地内で突発的な漏水や下水管のつまりなどが発生したときは、市が指定する下記の当番店または管工事業協同組合事務所に修理を依頼してください(修理代自己負担)。

※工事店の都合により、当番店が変更することがあります。

※マンション・アパートなどは管理者へ連絡してください。

3月							
日	曜日	工事店名	電話番号	日	曜日	工事店名	電話番号
1	日	㈱富田設備工業所	049-251-1046	16	月	㈱齊藤水道工業所	049-251-1363
2	月	㈱高野水道工業所	049-251-3937	17	火		
3	火			18	水	(株)三栄工業	049-251-0719
4	水	㈱岡部ポンプ店	049-251-5418	19	木		
5	木			20	祝	㈱松崎工業所	049-251-3961
6	金	協和工業(株)	049-252-2188	21	土		
7	土			22	日	(有)吉見水道	049-251-8387
8	日	岩田工業所	048-472-1026	23	月		
9	月			24	火	(有)篠田設備	049-252-0858
10	火	(有)武井設備	049-258-3525	25	水		
11	水			26	木	㈱富田設備工業所	049-251-1046
12	木	(有)三枝鉄工所	049-254-2036	27	金	㈱高野水道工業所	049-251-3937
13	金			28	土		
14	土	(有)神保水道	049-253-3515	29	日	㈱岡部ポンプ店	049-251-5418
15	日			30	月		
				31	火		

管工事業協同組合事務所 ☎049-255-5611

(月～金曜午前9時～午後4時)



## 下水道課からの お知らせ

☎ 下水道課 ☎428

**令和2年度に公共下水道が使用  
できるようになる区域**

大字水子・下南畑・南畑新田の各一部です。対象の方には、公共下水道供用開始通知を郵送します。

の接続が済んでいない方は、早急に排水設備などの接続工事を願います。  
※市指定下水道工事店は、市ホームページをご覧ください。  
か、下水道課へお問い合わせください。

**排水設備(水洗化)工事のお願い**

公共下水道が使用できるようになった区域の方は、早めに市指定下水道工事店に依頼し、公共下水道への接続をお願いします。また、すでに公共下水道へ使用できる区域で公共下水道へ

**下水道事業受益者負担金**

公共下水道が整備されるとよ  
り快適な生活環境となります  
が、こうした利益を受けられる  
のは、不特定多数の方が利用で  
きる道路や公園と違い、公共下

水道が整備された区域の方に限られます。そこで、公共下水道の整備により直接利益を受ける方に建設費用の一部を負担していただくのが「受益者負担金」です。この受益者負担金は、都市計画法や条例に基づき実施しています。

対象となる方には、4月に申告書や資料をお送りしますのでご協力をお願いします。  
**令和2年度の対象地域**  
大字水子・下南畑・南畑新田の各一部

**正しい下水道の使い方にご協力ください**

下水道に油やごみを流すと、下水道管が詰まる原因となります。また、雨水は公共下水道管(汚水管)には流さないでください。

**台所**は：野菜くずやごはんの残り、天ぷら油などの食用廃油を流さないようになし  
**洗濯**は：洗剤はできるだけ天然のものを  
使い、多量に使わないようにしましょう。

**飲食店**は：油脂阻集器をこまめに清掃しましょう。



## 消費生活相談

☎ 消費生活センター ☎049-252-7181  
【相談日】月～金曜10:00～12:00、13:00～15:30

### フリマアプリでの取引は慎重に！

フリマアプリは、インターネット上でフリーマーケットのように物品を売買することのできるスマートフォン用のアプリです。気軽に取引できることで利用者数が増えています、「ブランド商品が偽物だった」「代金が支払われない」などのトラブルも増えています。

フリマアプリは個人間取引のため、当事者間で解決をしなくてはならないので注意が必要です。

### 【消費者へのアドバイス】

- フリマアプリなどの個人間取引は、「何かあったら自己責任」というリスクを伴う取引であることを認識したうえで利用する必要があります。
- 取引相手のプロフィール・取引実績の確認やメッセージなどで直接相手に質問するなどして、信頼できる相手かを見極めましょう。